

議会運営委員会会議録

(開会中 令和5年 6月 9日)

長 与 町 議 会

長与町議会運営委員会会議録（開会中）

本日の会議 令和5年 6月 9日
招集場所 長与町議会第1委員会室

出席委員

委 員 長	竹 中 悟	副 委 員 長	堤 理 志
委 員	西 田 健	委 員	中 村 美 穂
委 員	金 子 恵	委 員	山 口 憲一郎

欠席委員

なし

出席委員外議員

議 長	安 藤 克 彦	副 議 長	西 岡 克 之
-----	---------	-------	---------

職務のため出席した者

議会事務局長	荒 木 秀 一	議事課長	福 本 美也子
係 長	江 口 美和子		

本日の委員会に付した案件

- (1) 追加議案について
- (2) その他

開会 10時54分

閉会 10時58分

○委員長（竹中悟委員）

それでは定足数に達しておりますので、議会運営委員会を開催をしたいと思います。

今回最終日に14日の日に議案上程をする特別委員会につきましての意見が浦川議員の方から提出をされましたので、このことにつきまして議決の仕方ということで質疑がありました。このことにつきまして事務局からどういうことかということを説明をさせますので、よろしくお願ひします。

荒木議会事務局長。

○議会事務局長（荒木秀一君）

先ほど話がありましたとおり議員必携の308ページに記載がございます。ここに事務調査に関する決議の例として挙げられておりまして、この中では今回の調査、100条第1項の規定によって、調査を行うとはつきりとした明記がされているものでございます。で、調査事項、特別委員会の設置、これも100条、109条こういったものに基づいて設置をするんだよということで、それをなおかつ委員会の方にこの特別委員会に付託するんだよということが書かれているものでございます。調査権限をここで明記をして、調査期限を付して、調査経費、これは調査に係る経費をここで議決を得るというようなもの。ここまで必要なことがあるんじゃないかということで、浦川議員からご提案がありました。これまで長与町の特別委員会の設置といいますのが、実際にこの調査特別委員会というのは、会議規則、委員会条例の中に特別委員会が設置できる旨がございますので、その中で慣例によりまして、この条を表に出さずに特別委員会を設置してきたものだと理解をしております。以上でございます。

○委員長（竹中悟委員）

以上説明をいたしましたように、前回まではこの欄は私もなかったと思うんですね。この新しい必携になってからこれが生まれたと私はそのように認識しているんです。ですから、決議の仕方としては、要は条を入れるか、入れないか、そういう問題なんんですけど、これは私の方から一方的に申し上げれませんけど、議長会に1回お尋ねをして、どちらの方で出すのが正なのかということを1回議長会に問うてみようかと思うんですね。そして、そのことで議長会の判断によってそれを採用するということで、皆さん方のご承諾を頂き委員長に一任いただくということで、申し訳ない、これを議論してもどうしようもありませんので、そういう取り計らいをしたいと思いますけど、皆さんいかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしということでございますので、この取り扱いにつきましては、議長会に事務局の方から問い合わせをして正となるものを今回出させていただくと。それについては月曜日ぐらいにこういう結論が出たということを全協では皆さんからの一任いただきましたけど、文書をもって回答をさせていただくということにしたいと思いますので、そういうことでようございますか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。それでは、そのような形にさせていただきます。

これで議会運営委員会を終了します。ありがとうございました。

(閉会 10時58分)